富田林市民憲章

昭和45年11月3日
制 定

わたしたちの富田林市は、美しい石川のほとりに、古い歴史と伝統を育ててきました。この伝統の上に、ひとりひとりの知識と創造をつみあげ、自然にめぐまれた近代的な都市に発展するため、みんなで市民憲章を守りましよう。

○ 自然を守り、緑と太陽にめぐまれた住みよいまちをつくりましよう

富田林市のもつ緑と太陽に恵まれた、よき自然環境のもとで、この自然を守ることにより、公害を追放し、生活環境をととのえ、みんなが住みよいまちにしましよう。

○ よい歴史と伝統をはぐくみ、文化財を守りましよう

富田林市の歴史は古く、多くの文化財や史跡が貴重な遺産として残されています。これらを大切に守り、さらに、時代の進歩に歩調をあわせ、よき歴史と伝統を育てていきましよう。そしてこれまでの伝統を築いてきたお年寄りを大切にしましよう。

○ 健康と知識を養い、働く喜びを知りましよう

富田林市は教育文化都市としての発展を目指しています。その目的は、心身ともに健康にめぐまれた人づくりにあります。

人づくりの基礎は、健康な身体、高い教養と人格、そして社会性を養うことです。こうした基礎の上に、それぞれの職業・職場で働くことの喜びをわかることが、まず第一の幸福だといえましよう。

○ みんな一つの輪になつて、自由で平等な都市を育てましよう

富田林市は、“差別を許さない明るいまちづくり運動”を行政の主要施策として推進しています。

人権を尊重する人づくりの基本として、みんな互に手をとりあい、一つの輪になつて、自由で平等な都市を育てていきましよう。

○ 若い力をのばし、希望と平和の未来を築きましよう

いつの時代でも、新しい世代をになう若い力は大切です。

その若い力、それは、子どものときから明るく強い子どもをそだてることが大切です。

富田林市も発展的な、常に若さあふれる都市であり、その都市で、みんなが希望のもてる平和なまちづくりをしていきましよう。

都市宣言

交通安全都市宣言

昭和37年3月31日　富田林市議会

「暴力排除」都市宣言に関する決議

暴力は平穏にして明るい市民生活を脅かし、社会秩序を破壊する大衆の敵である。

特に最近における暴力事犯一般の動向は内容的に悪質化するばかりでなく、量的にも増加の一途をたどり、しかも犯罪非行は低年齢層までにも及んでおり、憂慮にたえないものである。

この際、これらの表面化した暴力を追放することはもちろんのこと、その原因となる温床を排除し、真の暴力のない平和で明るい生活環境をうちたてることが急務である。

そのためには関係各機関、諸団体の緊密なる連携と市民大衆の協力のもとに、速やかに暴力否定の態勢を樹立し、平和で安全な市民生活の確保を図るべきである。

よって本市議会はここに富田林市を「暴力排除」都市とすることを宣言する。

昭和52年9月28日　富田林市議会

富田林市非核平和都市宣言文

真の恒久平和と安全は、人類共通の願望である。

しかしながら、近年世界において軍備の拡張は依然として続けられ、人類を滅亡させる核戦争の危機に深刻な脅威を与えている。わが国は、世界で唯一の核被爆国として、全世界から永久に核兵器を追放するために全力を注ぎ、再びその惨禍を絶対に繰り返させてはならない。

わが富田林市においても日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を市民生活の中に生かし、継承させていくことが、地方自治の基本条件の一つである。これなくしては緑と太陽にめぐまれた美しい自然を市民の生活基盤として保全した環境水準の高い教育文化都市づくりは望めない。

よって、富田林市は市民総意のもと、政府に対し国是である非核三原則(作らず、持たず、持ちこませず)の厳守を求める。また、富田林市はあらゆる国のあらゆる核兵器の日本への搬入、通過、滞留および核兵器積載の疑いのある部隊の通過、滞留を拒否し、全世界に核兵器の廃絶を強く訴え、ここに非核平和都市を宣言する。

以上決議する。

昭和59年12月26日　富田林市議会

水とみどりと花の都市宣言に関する決議

水、それはいのち　清冽、清涼な流れがある。

みどり、それはうるおい　みどり濃い丘陵の連なりがある。

花、それはやすらぎ　タンポポやスミレの咲く径がある。

この自然の育みは、富田林市民のふる里であり、生きとし生けるもののふる里でもある。

人間は、自然の摂理をも変化させるまでに進化した。私たちはこの力を環境の破壊に結びつけるようなことがあってはならない。人工の害をこれ以上増大させてはならない。

この力を人間性回復の源である水、みどり、花にむけたいと思う。

私たち市民は、市民憲章の精神にのっとり前進するため、富田林を「水とみどりと花の都市」とすることを宣言する。

以上決議する。

平成2年12月27日　富田林市議会